

一部変更：空幕人計第13号(令和2年1月30日)

一部変更：空幕人教第92号(令和4年7月29日)

一部変更：空幕人教第133号(令和4年12月7日)

防衛大臣直轄部隊長
各航空方面隊司令官
幹部学校長 殿
補給本部長
入間病院長

航空幕僚長
(公印省略)

航空自衛隊准曹士先任制度の運用について(通達) (登録外報告)

標記について、別紙及び別冊により実施されたい。

なお、航空自衛隊准曹士先任制度の運用について(通達) (空幕人計第105号29. 5. 17) は、廃止する。

関連文書：空幕人(計)第250号(63. 3. 12)

添付書類：1 別紙「航空自衛隊准曹士先任制度運用要領」

2 別冊「航空自衛隊准曹士先任制度運用要領解説」

配布区分：000(宛先を除く。)、500(宛先を除く。)

分類番号：B-10-040

作成年度：2019年度

保存期間：5年

枚数：13枚、1冊

保存期間満了時期：2025. 3. 31

開示判断：開示

航空自衛隊准曹士先任制度運用要領

1 趣旨

本要領は、航空自衛隊の准曹士先任制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 准曹士先任 准曹士隊員等の服務及びその他准曹士隊員に係る事項に関して、部隊等の長を直接補佐する者をいう。
- (2) 准曹士先任付 将来、准曹士先任として活躍が期待できる者で、准曹士先任を補佐する者として配置された者をいう。
- (3) 編合部隊等准曹士先任候補者 編合部隊等准曹士先任付勤務を経験した者をいう。
- (4) 部隊等 編合部隊、編制部隊、編制単位群部隊、編制単位部隊、機関、航空幕僚監部及び防衛大臣が臨時に編成する部隊をいう。
- (5) 編合部隊等 編合部隊、補給本部、幹部学校及び航空幕僚監部をいう。
- (6) 基地司令等 基地司令及び分屯基地司令をいう。
- (7) 准曹士隊員等 准曹士隊員並びに准曹士特技職に配置されている事務官、技官及び教官をいう。

3 准曹士先任制度の目的

准曹士先任制度は、准曹士隊員等の服務及びその他准曹士隊員に係る事項に関して、部隊等の長を直接補佐することを目的とし、次について推進を図るものとする。

- (1) 服務指導態勢の充実による規律の維持
上級空曹等のリーダーとして、自らによる服務指導のほか、平素から准曹士隊員等と身近に接する機会が多い准尉や上級空曹に、隊員への各種指導や身上（心情）把握を適切に行わせ、上下左右の風通しを良くして帰属意識の高揚を図り、服務指導態勢の充実により規律の維持に寄与させる。
- (2) 組織の活性化と部隊団結の強化
准曹士隊員等の代表として、部隊等の長に対し直接助言ができる立場を明確にし、隊務運営に関与させ、他の准曹士隊員等の業務に対する積極性等を触発してその効果を順次波及させることにより、組織の活性化と部隊団結の強化に寄与させる。
- (3) 他自衛隊及び米軍等諸外国軍隊との協力関係の強化
准曹士隊員の代表として、他自衛隊及び米軍等諸外国軍隊との交流を活発化させることにより、相互の信頼を醸成し、准曹士レベルの連携、協力関係の充実及び強化に寄与させる。

4 部隊等の長の職責

- (1) 准曹士先任制度の活用は、各級指揮官の意識及び取組方次第であることを強く認識するとともに、准曹士先任の職務を十分に理解して、その積極的な活用に当たる。
- (2) 幹部自衛官を始めとする全隊員に対して本制度の周知徹底を図り、本制度の目的の達成に当たる。

5 准曹士先任の区分及び呼称

- (1) 准曹士先任は、航空自衛隊准曹士先任、編合部隊等准曹士先任、編制部隊等准曹士先任、編制単位群部隊等准曹士先任及び編制単位部隊等准曹士先任の5区分とし、当該部隊等（航空幕僚監部を除く。）の名称を冠して呼称する。
- (2) 基地司令等の職にある部隊等の長を補佐する准曹士先任は、基地を代表する准曹士先任として、必要に応じ当該基地名を冠して呼称することができる。

6 准曹士先任の職務

- (1) 部隊等の長は、准曹士先任の区分、部隊特性、基地特性等を踏まえつつ、次に掲げる各号を基準に補佐させるものとする。
 - ア 准曹士隊員等の服務指導等に関する部隊等の長の意図の徹底に関すること。
 - イ 准曹士隊員等の服務の現状問題点及び身上（心情）の把握並びにその報告及び処置に関すること。
 - ウ 准曹士隊員の人事選考等についての助言に関すること。
 - エ 他自衛隊及び米軍等諸外国軍隊との准曹士レベルの交流に関すること。
 - オ その他、特に命ぜられた事項
- (2) 准曹士先任の職務の細部は、付紙第1に示すほか、部隊等の長が定めるところによる。
- (3) 准曹士先任は、その職務を計画的かつ効果的に実施するため、原則として年度ごとに業務実施計画を作成し、部隊等の長の承認を受けるものとする。
- (4) 基地司令等の職にある部隊等の長を補佐する准曹士先任は、基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第4条第1項第4号に規定する事項の補佐を併せる。細部は、基地司令等が定めるところによる。

7 准曹士先任等の配置及び指定等

- (1) 准曹士先任
 - ア 部隊等の長は、航空自衛隊の編制に関する訓令（航空自衛隊内訓第3号）別冊第2（以下「訓令」という。）に基づき准曹士先任を配置するものとする。
 - イ 訓令に准曹士先任の定めのない部隊等においては、部隊等の長の判断により准曹士先任を指定し、その職務を行わせることができるものとする。

ウ 配置期間

区分	配置期間の基準
航空自衛隊准曹士先任 編合部隊等准曹士先任	2, 3 年
編制部隊等准曹士先任 編制単位群部隊等准曹士先任 編制単位部隊等准曹士先任	3～5 年

(2) 准曹士先任付

ア 編合部隊等の長（幹部学校長を除く。）は、編合部隊等准曹士先任付を配置するものとし、細部は、付紙第 2 のとおりとする。幹部学校については、必要に応じて配置できるものとする。

イ 部隊等の長（編合部隊等の長を除く。）は、必要に応じて准曹士先任付を指定できるものとし、細部は、部隊等の長が定めるところによる。

(3) 部隊等の長（編制単位群部隊等の長及び編制単位部隊等の長を除く。）は、准曹士先任及び編合部隊等准曹士先任付の指定又は解除に当たっては、個別命令をもって示すものとする。

8 准曹士先任等の選考

(1) 航空自衛隊准曹士先任は、編制部隊等以上の准曹士先任配置者又はその経験者の中から適任の者を選考する。

(2) 編合部隊等准曹士先任は、原則として編制部隊等以上の准曹士先任配置者又はその経験者の中から適任の者を選考する。ただし、適任と判断される場合は、その他の区分の准曹士先任配置者又はその経験者の中からの選考も可とする。

(3) 編制部隊等以下の区分の准曹士先任は、下位若しくは同一の区分の准曹士先任配置者又はそれらの経験者、適任と判断される者の中から選考する。

9 准曹士先任等の経歴管理基準

(1) 関連文書によるほか、編合部隊等の准曹士先任として活躍が期待できる者については、幅広い職責と経歴管理の長期性を考慮し、付紙第 3 の編合部隊等准曹士先任等の経歴管理基準により管理する。

(2) 編制部隊等の准曹士先任として活躍が期待できる者については、部隊等の特性等を踏まえ、必要に応じて付紙第 3 を準用するものとする。

(3) 准曹士先任勤務終了者は、階級及び保有する特技又は勤務経験に応じた配置を行うほか、幹部任官も選択肢とする。

10 准曹士先任の配置計画

准曹士先任を配置又は指定している部隊等においては、当該部隊における准曹士先任の配置又は指定に係る計画（以下「准曹士先任配置計画」という。）を作成し、人事管理（異動及び昇任）に活用するものとする。細部は、付紙第 4 のとおりとする。

11 准曹士先任の集合訓練等

部隊等の長は、准曹士先任として必要な知識、技能及び資質を向上させるほか、適任者の育成等のため、集合訓練その他適切な方法により、適宜、所要の訓練等を実施するものとする。

12 准曹士先任識別章

准曹士先任に指定された者は、航空自衛官服装細則（昭和38年航空自衛隊達第30号）第18条の規定に基づき、准曹士先任識別章を着用するものとする。

13 准曹士先任等の指定状況の送付

宛先部隊等の担当者は、准曹士先任及び編合部隊等准曹士先任付の指定状況（以下が「准曹士先任等指定状況」という。）を付紙様式により、指定状況の変更が生じた都度、各隷下部隊分を取りまとめ（航空総隊にあつては、各航空方面隊の准曹士先任等指定状況を除く。）、航空幕僚監部人事教育部人事教育計画課制度班担当者に事務共通システムによる電子メールにより送付（宛先：aspt1207@aso.mod.go.jp）するものとする。なお、准曹士先任等指定状況を航空幕僚監部において取りまとめ、編合部隊等に通知する。

14 その他

本要領の実施に関し必要な事項は、部隊等の長が定めることができるものとする。

区分別准曹士先任の職務（基準）

1 准曹士隊員の服務指導等に関する部隊等の長の意図の徹底

	航空自衛隊准曹士先任 (以下「空自准曹士先任」とい う。)	編合部隊等准曹士先任	編制部隊等准曹士先任	編制単位群部隊等准曹士 先任 (以下「編制群等准 曹士先任」という。)	編制単位部隊等准曹士先 任 (以下「編単隊等准曹 士先任」という。)
1	MR 等及び各種報告時の指導並びに部隊等の長との懇談（週 1 回（基準））の機会を捉えた部隊等の長の意図の積極的な把握				
2	部隊等の長等の服務指導に係る指示事項の意図及び着意すべき事項等について、各区分の特性に応じ、部隊訪問、各種通信及び朝礼等の手段を活用し、隷下部隊等の准曹士先任又は准曹士隊員等に説明、伝達（その際、上級空曹等も活用）				
3	航空幕僚監部又は編合部隊等が計画する准曹士先任集合訓練等への参加による、航空自衛隊の各種施策及び准曹士隊員等に係る航空幕僚長の意図等の周知	部隊等の長の指示等の周知及び隷下部隊等の准曹士先任との連携を図るため、隷下の准曹士先任集合訓練等を必要に応じ計画	部隊等の長の指示等の周知及び隷下部隊等の准曹士先任との連携を図るため、定期的に意見交換等を計画	編単隊等で実施する各種会議等において、准曹士隊員等に係る事項について編単隊長等の指示等を周知	
4	上級空曹課程学生に対する講話（各課程 1 回基準）及び依頼等による講話の実施	隷下部隊等からの依頼等による講話の実施			

2 准曹士隊員の服務の現状問題点及び身上（心情）の把握並びにその報告及び処置

	空自准曹士先任	編合部隊等准曹士先任	編制部隊等准曹士先任	編制群等准曹士先任	編単隊等准曹士先任
1	部隊訪問等により、部隊等における准曹士隊員等の現状及び問題点を把握				部隊等内を巡回・観察等するとともに、准曹士隊員等と意見交換を実施し、准曹士隊員等の現状及び問題点を把握
2	部隊訪問等の結果及び改善施策案等について、直接部隊等の長に報告又は意見具申				観察時等で明らかとなった不具合事項及び改善施策案等について、直接指揮官等に報告又は意見具申
3	部隊等の長から指示があった場合、MR 等出席者に対して報告等の内容を説明				編単隊長等からの指示に基づき改善施策等を実施
4	部隊等の長から准曹士先任間の連携により意図の徹底が指示された場合は前項に準ずる。				上級部隊等から准曹士先任間の連携により上級部隊等の長の意図の徹底が指示された場合、速やかに編単隊長等に報告するとともに、准曹士隊員等に説明及び徹底
5	准曹士隊員等について、必要により本人との面談、他隊員等からの情報収集及び隊員身上票の閲覧等（隊員身上票の閲覧は、作成責任者の許可を得る。）により身上（心情）把握を実施。また、必要に応じ、上級空曹を活用しつつ、服務指導を実施				
6	准曹士隊員等の身上（心情）把握の結果及び隷下部隊等からの各種情報に基づき、部隊等の長へ積極的に助言				

3 准曹士隊員の人事選考等についての助言

	空自准曹士先任	編合部隊等准曹士先任	編制部隊等准曹士先任	編制群等准曹士先任	編単隊等准曹士先任
1	当該部隊等における准曹士隊員に関する人事選考等（人事評価、昇任、昇給、異動、賞罰等）に関する事項の助言				
2	准曹士先任及び准曹士先任付の選考に関する事項の助言				
3	模範空曹招待行事の被招待者の選考に関する事項の助言				

4 他自衛隊及び米軍等諸外国軍隊との准曹士レベルの交流

	空自准曹士先任	編合部隊等准曹士先任	編制部隊等准曹士先任	編制群等准曹士先任	編単隊等准曹士先任
1	各種行事及び会議等へ参加し、准曹士隊員の服務や後進の育成、その他の准曹士先任に係る事項に関する意見交換の実施				
2	相互の部隊訪問等による、准曹士隊員の服務や後進の育成、その他の准曹士先任に係る事項に関する意見交換の実施				

5 その他

	空自准曹士先任	編合部隊等准曹士先任	編制部隊等准曹士先任	編制群等准曹士先任	編単隊等准曹士先任
1	業務実施計画の作成				
2	准曹士先任制度の目的にふさわしい事項（部隊団結の強化等）の実施				
3	防衛省、航空自衛隊の実施する各種行事等へ参加	当該部隊等で実施する行事等へ参加			
4	航空幕僚監部が計画する准曹士先任集合訓練等への参加				
5			上級部隊等が計画する集合訓練等への参加		
6		必要に応じ、他の部隊等准曹士先任が計画する集合訓練に参加	必要により、他の編単群部隊等の准曹士先任が計画する意見交換等に出席	必要により、他の編単隊等の関係会議等に出席	
7		家族支援（海外派遣及び災害派遣等による不在間）に関する指揮官の補佐			
8			准曹士隊員間の意思疎通や融和団結等を目的としたレクリエーションの計画等、福利厚生に関する事項		
9	その他、部隊等の長から特に命ぜられた事項				

編合部隊等准曹士先任付の配置

1 編合部隊等准曹士先任付の位置付け

編合部隊等准曹士先任が行う業務を補佐する者であり、将来の空自准曹士先任又は編合部隊等准曹士先任として活躍が期待できる者を配置し、編合部隊等の長及び准曹士先任の視点から部隊特性等を習得させる。

2 編合部隊等准曹士先任付の職務等

准曹士先任の補佐を実施するものとし、細部の業務は次を基準とする。

- (1) 編合部隊等准曹士先任の文書業務及び資料作成の補助、整理及び保管等
- (2) 編合部隊等准曹士先任のスケジュール管理
- (3) 編合部隊等准曹士先任の各種行事等への参加に伴う旅行計画の作成
- (4) 准曹士先任集合訓練等の諸調整及び準備
- (5) 他自衛隊及び米軍等との交流に関する調整
- (6) 部隊訪問に関する調整等
- (7) 准曹士先任業務に係る情報収集等
- (8) その他、編合部隊等准曹士先任からの特命事項

3 編合部隊等准曹士先任付の補職要領等

原則として、次の要領による。

(1) 階級

空曹長又は1等空曹

(2) 配置期間

1～2年を基準とする。

(3) 配置先

編合部隊等司令部総務部総務課

(4) 補職要領

異動による配置とする。

(5) 選考要領

ア 将来、編合部隊等准曹士先任として活躍が期待できる者

イ 次の点について考慮する。

- (ア) 編制部隊等以上の司令部における勤務経験
- (イ) 異任による交流経験
- (ウ) 上級空曹課程における成績
- (エ) 教官等勤務経験
- (オ) 上級空曹集合訓練参加経験
- (カ) 米空軍下士官課程等履修経験
- (キ) 日米下士官交流参加経験

(6) 下番後の人事管理

准曹士先任候補者として管理するものとする。

(7) その他

勤務場所等の細部については、編合部隊等の長の計画による。

編合部隊等准曹士先任等の経歴管理基準

段階区分 項目		全 般	階級 年齢	配 置	課程教育、集合訓練、 他自衛隊、米軍等の課程
中級段階	2等空曹	将来、編合部隊等の准曹士先任として活躍が期待される者は、昇任選考時の抜擢又は補職期間の短縮に配慮した経歴管理を実施する。	昇任後 ～35	1 術科学学校の教官を経験させる。 2 編合部隊、編制部隊司令部及び編制単群部隊の班員に配置 3 勤務経験を踏まえ、異任による交流を考慮する。	1 編合部隊等計画による2曹集合訓練への参加 2 米空軍下士官課程への履修
		1 指導能力や業務能力等の将来性の把握に努めるとともに、視野の拡大及び各種能力の向上を図る。 2 将来、編制部隊以上の准曹士先任としての活躍が期待される者については、必要に応じて抜てきを図る。 3 英語能力等を考慮し、日米下士官交流等で必要となる識能を付与する。			
上級段階	1等空曹	1 識能拡大に留意した経歴管理を開始する。 2 上級空曹集合訓練及び2曹集合訓練において教官等を実施し、識能の拡大、特に、指導能力の向上を図る。 3 英語能力を考慮し、日米下士官交流等で必要となる識能を付与する。	35～ 40	1 編合部隊等准曹士先任付として配置 2 編単隊等において指導監督する職に配置（班長等） 3 部隊の状況に応じて、一部は准曹士先任として配置	1 上級空曹課程の履修 2 編合（編制）部隊等計画による上級空曹集合訓練への参加 3 米空軍上級下士官課程の履修
	空曹長	1 編合部隊等准曹士先任付に配置して、編合部隊等の長及び准曹士先任の視点から部隊特性を習得する等、識能向上を図る。 2 編合部隊等准曹士先任付下番後は、編合部隊等准曹士先任候補者として、当該勤務実績等及び編合部隊等准曹士先任の意見等を勘案の上、編合部隊等以上の准曹士先任として養成を図る。 3 英語能力を考慮し、日米下士官交流等で必要となる識能を付与する。 4 上級空曹集合訓練及び2曹集合訓練において教官等を実施し、識能の拡大を図る。	40～ 44		1 編合（編合）部隊等計画による上級空曹集合訓練への参加 2 空幕計画及び各部隊等計画の准曹士先任集合訓練への参加 3 編合部隊計画のカウンセリング講習への参加 4 米空軍上級下士官課程の履修
	准空尉 准曹士先任	1 編合部隊等准曹士先任候補者は、努めて早期に編単隊准曹士先任、編単群准曹士先任及び編制部隊准曹士先任を段階的に経験させ、識能拡大を図る。 2 准曹士先任集合訓練、上級空曹集合訓練及び2曹集合訓練において教官等を実施し、識能の拡大を図る。 3 編合部隊等以上の准曹士先任勤務終了後、部隊等の司令部又は航空教育隊等において、准曹士先任として活躍が期待できる者を始めとした後輩隊員の指導に当たるほか、准曹士先任勤務で培った豊富な経験及び指導力を生かし、幹部として勤務することも選択肢とする。	44～		1 空幕計画及び各部隊等計画の准曹士先任集合訓練への参加 2 他自衛隊の教育課程等又は米空軍の短期講習等への参加

准曹士先任配置計画

1 目的

各部隊等において、次々期（約5年先）までの准曹士先任配置計画を作成することにより、准曹士先任の計画的な育成及び継続的な確保を図るとともに、次期以降の准曹士先任を明確にし、異動及び昇任管理等の資とする。

2 作成要領

- (1) 各部隊等は、属紙様式により、次々期（約5年先）までの准曹士先任配置計画を作成する。
- (2) 上位区分の准曹士先任配置計画から作成するものとし、作成後、隷下部隊等へ通知する。
- (3) 作成した准曹士先任配置計画は、指揮系統を通じて報告し、航空幕僚監部が取りまとめる。
- (4) 前号で取りまとめた准曹士先任配置計画は、准曹士隊員の異動候補者名簿作成時期に合わせて各部隊等に共有し、必要に応じて、准曹士先任等の異動を調整する。

3 報告要領等

編合部隊等の長は、毎年9月末日までに隷下部隊等の准曹士先任配置計画を属紙様式にとりまとめ、報告（補任課長気付）するものとする（登録外報告）。

4 調整時期等（基準）

各部隊の調整時期等は次表のとおりとする。

なお、航空総隊においては、各航空方面隊に対しても通知するものとし、各航空方面隊は、航空総隊の配置計画を踏まえ実施するものとする。

	4 / 四	次年度1 / 四	次年度2 / 四	次年度3 / 四
空幕	作成・調整・通知 ←→ 3月		通知 9月 ↑	名簿共有 異動調整 ←→ 10月～11月
編合部隊		作成・調整・通知 ←→ 4月～5月	↑	異動調整 ←→ 10月～11月
編制部隊		作成・調整・通知 ←→ 5月～6月	報告 ↑	異動調整 ←→ 10月～11月
編単群 編単隊			作成・調整 ←→ 7月～8月 報告 ↑	異動調整 ←→ 10月～11月

属紙様式
記入後「注意（人事）」

准曹士先任配置計画

部隊等：

(X年度)

[illegible]

注：1 X年4月1日を基準に作成する。ただし、配置予定者の年齢は上番時の年齢とする。

2 階級、氏名（年齢）、保有特技、配置年月日、配置前部署及び上級部隊等先任補職希望を記入する。保有特技、配置年月日は、半角とする。

3 記入後は、個人情報、「注意（人事）」とする。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。

准曹士先任配置計画（記入例）

部隊：北部航空方面隊

(30年度)

NO.	所 属	3 0 年 度												3 1 年 度												3 2 年 度												3 3 年 度												3 4 年 度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
-	空自准曹士先任	准尉 空自 太郎 (5 2) (定年31.8) (42290) (29.12.15～) (前支援集団准曹士先任)												次期空自准曹士先任 (31.9.1～) (北空准曹士先任(52) (定年33.8) 、南西空准曹士先任(50) (定年35.6) から選考)												次々期空自准曹士先任 (33.9.1～) 検討中																																			
1	北部航空方面隊	准尉 青森 一郎 (5 0) (定年33.10) (27390) (28.3.15～) (前北警団准曹士先任)												次期北空准曹士先任 (31.9.1～) (北警団准曹士先任(52) (定年33.5) 、3空団准曹士先任(51) (定年34.2) から選考)												次々期北空准曹士先任 (33.9.1～) (2空団准曹士先任、3空団准曹士先任、北警団准曹士先任から選考)																																			
2	第2航空団	准尉 千歳 二郎 (5 2) (定年31.12) (73290) (29.12.20～) (基地業務群本部から)												次期2空団准曹士先任 (32.1.20～) (飛行群准曹士先任 札幌准尉(50) (定年35.2) 、整備群准曹士先任 旭川准尉(51) (定年34.10) 、基群准曹士先任 函館准尉(52) (定年33.9) から選考)												次々期2空団准曹士先任 (33.9.1～) 飛行群 帯広准尉(51) (定年36.6) 整備群 釧路曹長(52) (定年35.10)																																			
3	第3航空団	准尉 三沢 三郎 (5 0) (定年34.2) (64390) (28.4.12～) (整備補給群補給隊から) (北空准曹士先任希望)												次期3空団准曹士先任 (32.5.1～) (飛行群准曹士先任 弘前准尉(50) (定年36.10) 、整備群准曹士先任 八戸准尉(52) (定年35.8) 、基群准曹士先任 陸奥准尉(51) (定年34.2) から選考)												次々期3空団准曹士先任 (33.9.1～) 検査隊 十和田曹長(49) (定年37.11) (先任付) 、装備隊 能代曹長(50) (定年36.12)																																			
4	北部航空警戒管制団	准尉 北海 四郎 (5 0) (定年33.5) (30490) (28.11.1～) (北防群警通隊准曹士先任から) (北空准曹士先任希望)												次期北警団准曹士先任 (31.9.1～) (4 2警准曹士先任 大湊准尉(50) (定年35.4) 、4 5警准曹士先任 当別准尉(50) (定年36.5) 、2 8警准曹士先任 網走曹長(46) (38.8) から選考)												次々期北警団准曹士先任 (33.9.1～) 検討中																																			
5	第3高射群	准尉 石狩 五郎 (5 3) (定年31.4) (31590) (29.1.18～) (3高群1 0高隊准曹士先任から)												次期3高群准曹士先任 (31.5.1～) (1 0高隊准曹士先任 恵庭准尉(51) (定年34.3) 、1 1高隊准曹士先任 長沼准尉(50) (定年34.5))												次々期3高群准曹士先任 (34.4.1～) (9高隊 夕張曹長(50) (定年37.5) 、2 4高隊 由仁曹長(51) (定年36.6) (先任付)																																			
6	第6高射群	准尉 東北 六郎 (5 2) (定年31.10) (28490) (29.8.1～) (6高群2 1高隊准曹士先任から)												次期6高群准曹士先任 (31.11.1～) (2 0高隊准曹士先任 八雲准尉(50) (定年35.4) 、2 1高隊准曹士先任 車力准尉(49) (定年36.3))																																															

注：１ X年４月１日を基準に作成する。ただし、配置予定者の年齢は上番時の年齢とする。
２ 階級、氏名（年齢）、保有特技、配置年月日、配置前部署及び上級部隊等先任補職希望を記入する。保有特技、配置年月日は、半角とする。
３ 記入後は、個人情報、「注意（人事）」とする。
４ 用紙の大きさは、日本工業規格A列４番とし、横長に使用する。

准曹士先任等指定状況（ 年 月 日現在）

1 准曹士先任指定状況

区 分					一連 番号	認識番号 （6桁）	部隊 区分	部隊等名	基地名	階級	氏 名	生年月日	年齢	定員の 有無	兼務 配置	配置 特技	指定 年月日	主特技	備 考
編合	編制	編単群	編単隊	基地															

記入例			●		1	123456	北空	北警団 4 5 警群 群本部	当別	准尉	石狩 太郎			有		10000	H29. 4. 1	73290	
			●		1	234567	中空	6空団 整補群 装備隊	小松	曹長	金沢 一郎			有		10000	H31. 4. 1	32270	先任付経験者

2 編合部隊等准曹士先任付指定状況

一連 番号	認識番号 （6桁）	部隊等名	基地名	階級	氏 名	生年月日	年齢	主特技	先任付勤務期間	先任付下番後の配置予定	備 考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											

記入例	1	345678	西空司令部	春日	曹長	福岡	二郎		29370	H30. 4. 1～H31. 3. 31	西警団基群通信隊准曹士先任	
	1	456789	南西空司令部	那覇	曹長	沖縄	三郎		28470	H30. 4. 1～H31. 3. 31	未定	

空幕人計第112号(31.4.25)別冊

一部変更：空幕人計第13号(令和2年1月30日)

一部変更：空幕人教第92号(令和4年7月29日)

一部変更：空幕人教第133号(令和4年12月7日)

航空自衛隊准曹士先任制度運用要領解説

航空幕僚監部

分類番号：B－10－040

保存期間：5年

保存期間満了時期：2025.3.31

作成年度：2019年度

冊数：1冊

開示判断：開示

1 全般

(1) 本解説作成の趣旨

もとより准曹士先任制度の運用は、当該制度の趣旨にのっとり、部隊等の長による指揮統率の中で柔軟に実施されることを本旨とするが、本制度の基本的考え方やその運用の一例を提示する等により、本制度への理解の一助とすべき解説書として整理するものである。

(2) 制度設置までの経緯

ア 航空自衛隊においては、准曹士の意見を隊務運営に反映させることにより組織の活性化と士気の高揚を図るねらいで、航空開発集団（平成元年～）、航空総隊（平成4年～）、航空教育集団（平成6年～）、航空支援集団（平成15年～）において准曹士先任と同様の制度が順次導入され、隊員意見の把握及び指揮官意図の徹底等に一定の成果を収めてきた。

イ 平成16年、防衛庁として下士官群活性化の観点から准曹士先任制度導入についての検討がなされ、平成17年には不祥事防止施策の事務次官通達の中で、陸上自衛隊及び航空自衛隊も海上自衛隊の先任伍長と同様の制度の導入を図る旨が明記された。

ウ 航空自衛隊においては、防衛庁としての流れを踏まえ、平成16年の航空自衛隊部隊長会議での「現行の部隊ごとの准曹士先任制度を空自として明確に位置づけるべき」との提言を受け、本制度を服務指導の充実、組織の活性化並びに他自衛隊及び米軍等との交流の活発化を目的として、統一した運用を図るため、平成18年3月27日から試行を開始した。

エ 約2年の試行期間、航空自衛隊准曹士先任においては、防衛大臣等との懇談等の場で直接、准曹士隊員の現状を伝える等、その存在は高く評価されている。また、初志の目的のとおり、准曹士先任を活用したきめ細かな服務指導の態勢が確立され、准曹士隊員相互の意思疎通による風通しの良い気風が醸成できるなど、有効な制度であることが明らかになったことから、平成20年4月1日から正規化したものである。

(3) 制度見直しの経緯と概要

ア 本制度の試行開始から10年となる平成28年3月、航空自衛隊を取り巻く環境の変化及び隊員の行動規範を踏まえ、各種事態に実効的に対応し得る准曹士を育成するために必要な各種施策について航空幕僚監部（以下「空幕」という。）内で検討を開始した。

イ 平成28年7月、航空自衛隊の組織の主力かつ基盤としての、より精強な准曹士を育成するために必要な行動規範を導出するとともに、これまでの教育訓練を継承しつつ、各種事態に実効的に対応し得る准曹士を育成するために必要な各種施策を示す「人的戦力（准曹士）強化推進要綱」（人計何第22号28.6.28）が策定された。

ウ 当該要綱において、本制度は、風通しの良い気風の醸成等、組織の活性化に一定の効果が認められる一方で、制度の周知不足及び活用する指揮官の認識の差に起因すると考えられる制度の理解不足、准曹士先任と指揮官及び准曹士先任と上級空曹を始めとする他の隊員との後進育成の観点を含めた関係が不明確である等の問題点のほか、後任者を継続的に確保するための補職管理、識能等付与及び候補者選抜について、識能向上策充実化の一環である「准曹士先任養成ガイドブッ

ク」を除き、航空自衛隊としての明確な指針がなく、処遇向上についても改善の余地があると指摘された。

エ また、平成29年5月に報告された平成28年度航空自衛隊監察結果によれば、「准曹士先任の存在と活動状況は広く認識されている反面、多くの隊員は制度を正しく理解できておらず、准曹士先任を服務指導や部隊行事の担当と認識する者も散見される。また、指揮官の准曹士先任の活用に対する意識や准曹士先任個人の素養にばらつきがあり、制度が十分に活用されていない状況が見受けられる。」との指摘があり、「准曹士先任が指揮官の補佐役としての機能を効果的に果たし得るよう、職務の明確化を図るとともに、准曹士先任の位置付けについて更なる理解の促進が必要である。」としている。加えて「編単隊や小規模の部隊においては、人事序列の考慮や実員不足のため適任者が配置できず、後継者育成に苦慮している状況が見受けられ、准曹士先任制度の定着及び安定的な運用のため、准曹士先任指定要領の徹底及び准曹士先任適任者の組織的な管理態勢の検討が必要」と指摘された。

オ こうした本制度運用の現状の確認を踏まえ、問題認識として、①制度に対する理解の促進、②適任者の継続的確保のための指針等、③処遇改善の以上3つが必要であると整理し、制度の実効性向上のための改善事項を導出し、実施可能なものから順次改正等を行うこととした。

カ まず、①制度に対する理解の促進については、平成28年12月、経歴管理基準を改正し、准曹士先任に関する事項を初めて明記するとともに、平成29年5月の運用通達及び同運用要領解説の一部改正により、制度の正しい理解促進、部隊等の長による制度活用の格差の是正、部隊等の長による隊員への制度周知の徹底及び准曹士先任の位置付けの明確化を図ることとした。

キ ②適任者の継続的確保のための指針等については、上述した経歴管理基準の改正の際、1曹昇任以降、准曹士先任の候補者管理を実施すること並びに適任者を准尉へ昇任させる旨を反映した。

ク ③処遇改善については、まず、防衛省自衛隊の服務系統において准曹士先任の防衛記念章の新設に向けた検討が進められ、平成29年4月に訓令等の規則が改正された。その際、准曹士先任の職責を踏まえ、定員化された配置だけではなく、非定員化配置についても対象（一部を除く。）とした。また、給与面の処遇向上については、内部部局及び他自衛隊と連携し、新たな枠組みの新設等を検討したが、他自衛隊と「名称、階級」の統一困難であることから、平成29年度要求は見送りとなった。しかしながら、准曹士先任等の職務には一定の評価があることから、金銭面にとらわれず、幅広い角度から検討を実施することとなった。

ケ 准曹士先任制度の実効性向上にあたり、平成29年5月の通達改正時に問題点として導出した「適任者の継続的確保の指針等が必要」の項目に係る見直しを実施し、①補職管理、②識能等付与、③候補者選抜について、改めて現状分析を行い、問題点を整理した上で、対策の方向性を導出した。

コ ①補職管理については、職責の幅の広さや経歴管理の長期性を考慮した「編合部隊等准曹士先任等経歴管理基準」を定めるとともに、編合部隊等准曹士先任として活躍が期待できる者の管理要領等を設定するため、「編合部隊等准曹士先任付」を新設（定員化）を実施することとした。

サ ②識能等付与については、編合部隊等准曹士先任の経歴管理基準の新設により

補職経験を通じた識能等付与を図るほか、各階層の准曹士先任に対する識能等付与要領は、引き続き検討し、職務遂行に必要な識能を付与することとした。

シ ③候補者選抜については、准曹士先任の特性である配置の階層性と任免権の分散による経歴管理の断絶や配置計画の齟齬を解消するため、各階層ごとに准曹士先任配置計画を立案し、各階層間及び任免権者間で相互に調整することとした。

ス 准尉または曹長からの、3尉任官（3尉候補者（以下「3候」という。）又は選考3尉）に係る既存の制度の普及を図るため、准曹士経歴管理基準及び本通達を見直すとともに、編合部隊等准曹士先任講習において提起された柔軟性確保の観点から、所要の改正を行った。

2 准曹士先任の位置付け

(1) 部隊等の長は、准曹士隊員等の現状や問題点の把握及びその改善施策の意見具申等につき、あらゆる機会を通じて准曹士先任の活用を図る必要があるが、それらの行為は部隊等の長の指導監督の下に行い、指揮系統上の服務指導系統に混乱を来すことは避けるべきである。このため、准曹士先任にその職務を遂行させるに当たっては、部隊等の長の補佐としての立場を認識させ、部隊等の長に代わって権限を発揮するかのような誤解を周囲に与えることのないよう留意しなければならない。

(2) 准曹士先任は、部隊等の長が行う服務指導に関し、部隊等の長を直接補佐する者であるが、このことは准曹士先任だけが服務指導の全てを実施するものではなく、前号で述べた指揮系統上の服務指導系統における活動と絶妙に同期させることにより、その実が得られるものである。また、本制度の目的にあるとおり、准曹士先任は、上級空曹等のリーダーとして、平素から准曹士隊員等と身近に接する機会が多い准尉や上級空曹に、隊員への各種指導や身上（心情）把握を適切に行わせることとされている。したがって、服務指導とは、部隊等の長が実施する服務指導と指揮系統上の服務指導系統、そして、部隊等の長を直接補佐する准曹士先任とそのリーダーシップの下にある准尉や上級空曹による服務指導が一体となって実施されるべきものである。

なお、服務指導は、その意義として、「職務に従事するための公私にわたる心構え、行動要領等について隊員を指導すること（空自訓練資料006-4-21）」とされ、その範囲は、「勤務に関する事項のほか、私生活に関する事項も含め、組織に影響するものは全て（同）」とされているところ、実際には、厳正な規律の維持のための事故防止に偏りがちである。しかし、本制度が期待する服務指導はそれだけにとどまらず、後輩隊員が、公私にわたり幸せな生活を送るための情味ある人生指導を含む後進育成であり、その結果として帰属意識の高揚や団結の強化が期待できることを理解すべきである。

(3) 准曹士先任は、准曹士隊員の代表としての位置付けであることから、部隊等の長は、各種行事等における准曹士先任の参加要領（参集範囲や配席、侍立位置等）に配慮する等、准曹士先任の地位向上について着意することが重要である。

(4) 准曹士先任と部隊等の長以外の隊員との関係、立場及び期待する役割

ア 准曹士隊員との関係

准曹士の最上位である准空尉として、下意上達、上意下達の接点であることはもちろんのこと、准曹士隊員の代表として、准曹士隊員の最高位の位置付けにあり、部隊等の長に対し直接助言し、隊務運営に関与できる、部隊等における唯一無二

の存在、准曹士のリーダー、そして模範であることを自覚した上で、准曹士隊員と接し、その職務に努める。また、服務指導のほか、各種教育訓練等の機会を捉え、熱誠ある隊員指導を実施し、後輩育成に係る気風の醸成を図り、各階層の隊員が下位の階級の者を育成する好循環を育む、後進育成サイクルの文化を定着させ、自立性のある健全な准曹士社会の維持に努める。

イ 上級空曹等との関係

准曹士社会における上級空曹等のリーダーとしての認識の下、上級空曹等の指導者層がそれぞれの役割を自覚し、平素から任務遂行や各種教育訓練等において責任を果たせるよう、准曹士の行動規範及び本制度の目的に基づく指導を行い、後進育成サイクルの文化の定着に努める。その際、自らの後継者となり得る者の育成にも積極的に取り組む。

ウ 他准曹士先任との関係

准曹士先任は、指揮官の上下関係における系統を踏まえつつ、上下左右の連携を密に情報共有や教訓等の意見交換を通じて、部隊等の長の補佐に資する。

エ 初級幹部自衛官との関係

准曹士先任は、部隊等における知恵袋及び相談役として、将来の指揮官となることが期待される初級幹部の育成への一助となることにも意を払わなければならない。

3 准曹士先任制度の目的（通達第3項関連）

従来、本運用要領解説の中で、運用通達に記述した制度の目的について、そのねらい等の細部を詳述してきたところであるが、制度の正しい理解促進の観点から、当該内容を整理し、運用通達に記述することとした。また、その際、「服務指導態勢の充実による規律の維持」に関して、「上級空曹等のリーダーとして、自らによる服務指導のほか」を加え、隊員への各種指導や身上（心情）把握を行わせる准尉や上級空曹との関係による位置付けを明確化した。

4 部隊等の長の職責（通達第4項関連）

航空幕僚長の指導事項である「部隊等の長は、准曹士先任の重要性を強く認識するとともに、その能力の最大発揮は、各指揮官の意識及び取組方次第であることを肝に銘じなければならない。」を各級指揮官へ強く認識させる必要があるため、本項目を追加した。また、部隊等の長は、制度運用開始10年を経ても、なお、制度についての正しい理解が得られていない現状に鑑み、幹部自衛官を始めとする全隊員に対して本制度の周知を徹底し、その正しい理解の下、准曹士先任の職務の円滑な遂行による本制度の目的の達成に当たる必要がある。

5 准曹士先任の区分及び呼称（通達第5項関連）

准曹士先任は、航空自衛隊准曹士先任、編合部隊等准曹士先任、編制部隊等准曹士先任、編制単位群部隊等准曹士先任及び編制単位部隊等（以下「編単隊等」という。）准曹士先任の5つに区分している。特に、編単隊等は、航空自衛隊における機能発揮の最小単位の組織であり、編単隊等准曹士先任は、現場の隊員と身近に接する機会が多いことから、各種指導や身上（心情）把握の実施により、規律の維持を図るとともに、上級空曹を活用した人生指導を含む後進の育成により、自立性のある健全な准曹

士社会の基礎を作る存在である。編単隊等准曹士先任の能力が最大発揮されることにより、規律維持だけでなく、帰属意識の高揚や団結の強化に繋がり、更なる部隊の精強化を図ることができる。よって、各級指揮官は、その役割の重要性を認識すべきである。

なお、准曹士先任間に指揮系統上の上下関係はなく、基本的には縦横の密接な連携を重視する協力関係である。

6 准曹士先任の職務（通達第6項関連）

(1) 職務の細部

准曹士先任の職務は、その区分、勤務する部隊等や基地等の特性及び地域特性等を踏まえつつ、より部隊等の実状を掌握している部隊等の長が定めるべき事項である。他方、准曹士先任の活用に著しい格差が生じないように配慮することとして大項目だけの提示にとどめ、細部については、部隊等の長が定めることとしてきた。

しかしながら、制度運用開始以来10年が経過する中で、制度創設期から懸念されてきた、部隊等の長による制度活用に格差が生じているとともに、一部の指揮官を含め、職務についての適切な理解が不足している現状に鑑み、部隊等の長による准曹士先任の活用の格差是正並びに准曹士先任と指揮官等との関係の明確化を図る観点から、従来、本運用要領解説の別紙において「区分別准曹士先任の職務の一例」として示してきた職務を、職務内容及び部隊特性を踏まえて再整理し、運用通達の職務規定に関する「区分別准曹士先任の職務（基準）」として別紙に規定化した。

部隊等の長は、本改正の趣旨を踏まえ、当該職務について周知徹底及び指導する必要がある。

(2) 服務指導の対象

部隊等の長は、全隊員の服務規律に関して責任を有するものであり、事務官等も例外ではない。したがって、准曹士先任が部隊等の長を補佐する服務指導の対象を「准曹士配置特技職に配置されている事務官等」（以下「准曹士相当事務官等」という。）を含む「准曹士隊員等」と規定したものである。

(3) 准曹士隊員の人事選考等の助言

ア 部隊等の長は、人事選考等に当たって、あらゆる系統を通じて部下隊員を掌握することが重要である。かかる観点から、部隊等の長が部下隊員の身上（心情）把握及び人事選考等を行うに当たり、部下指揮官等だけでなく准曹士先任を活用することは、その多角的評価に大いに資するものである。

参考までに、准曹士先任による人事選考等の助言について、次のとおり一例を示す。

項 目	助 言 の 一 例
全 般	部隊等の長の要望に応じ、意見の提出や選考時等における所要の助言等を行う。

人事評価	1 勤務実態（良い点や悪い点、発揮した能力等及び能力伸展のための努力事項等）に関する意見 2 上級空曹にあっては、将来の准曹士先任への適否、期待度に関する意見
昇任、昇給、勤勉手当、表彰、模範空曹の選考	1 功績に関する意見 2 准曹士先任間の連携による他隊員等からの評価を踏まえた、人物評価に関する意見 3 勤務実態（良い点や悪い点、部隊等の長が把握しにくい事項など）に関する意見
異 動	1 異動候補者の身上（心情）についての報告 2 異動可能者又は異動適任者の発掘、異動候補者に関する積極的な情報の提示又は意見
今後の准曹士先任等の選考	1 人物評価に関する意見 2 准曹士先任及び准曹士先任付の選考に関する意見

イ 事務官等人事と自衛官人事の取扱いが異なることによる混乱を避けるため、准曹士先任の職務から、准曹士相当事務官等の人事選考の助言に関する事項は除外した。

(4) 他自衛隊及び米軍等諸外国軍隊との交流

ア 他自衛隊との交流

他自衛隊との准曹士（下士官）レベルの交流は、統合運用体制の円滑な推進の意味で重要である。このため准曹士先任は、陸上自衛隊の最先任上級曹長及び海上自衛隊の先任伍長との信頼関係を更に強固なものにするとともに、部隊訪問や会同、訓練等の相互参加を活発化させ、その中で隊員の服務や後進の育成及び組織活性化に関する意見交換を通じ、航空自衛隊に反映させる資を得る着意も必要である。各自衛隊の所在する基地等の位置関係によっては、部隊間で交流の密度に差が生じ得るものの、部隊等で交流により得られた成果等を他部隊へ情報共有する等、航空自衛隊における准曹士隊員の統合に対する認識の全体的な底上げにも配慮すべきである。

イ 米軍等との交流

国際平和協力業務等が本来任務化され、今後自衛隊は諸外国軍隊と協力して活動する機会が増えると予期される。このため、准曹士先任を中心とした准曹士（下士官）の相互理解と緊密な協力関係の一層の充実、強化が図られるべきである。

なお、試行間において、米軍等諸外国軍隊との交流活発化を実施してきた結果、

その有効性を次のとおり確認することができたことから、部隊等の実状を踏まえ、実施できる事項については、積極的に取り入れていく着意が必要である。

なお、准曹士先任の英語表記は、「Senior Enlisted Advisor」とする。

(ア) 信頼関係の醸成

来基時の接遇及び米軍部隊等の研修（レクリエーション活動を含む。）を通じ、相互理解と協力関係が充実し、信頼関係の醸成につながった。

(イ) 准曹士先任の役割と能力の向上

主要な礼式（式典）及び教育訓練（ファースト・サージャント・シンポジウム等）等への参加により、准曹士先任の地位及び指導能力の向上につながった。

(ウ) 効果的な共同訓練に貢献

日米共同訓練等の場に准曹士先任が参加することにより、准曹士（下士官）レベルでの交流窓口が確立され、共同訓練の効果的な実施に寄与した。

(5) 准曹士先任の業務実施計画

准曹士先任は、その職務を計画的かつ効果的に実施するため、年度の業務実施計画を作成し部隊等の長の決裁を得るものとする。作成に当たっては、部隊等の長の方針や意図を踏まえ、准曹士先任の視点から見た服務指導等の重視事項や業務の内容及びその時期などを示し、一定の方針等に基づき各種業務が実施できるよう着意することが必要である。

(6) 基地司令等の職にある部隊等の長を補佐する准曹士先任の職務

基地司令等には、基地司令及び基地業務に関する訓令第4条第1項第4号に「基地及び基地周辺における隊員の規律の統一に関すること。」が職務として規定されている。当該基地に所属する航空自衛隊の部隊等に所属する隊員の規律の統一等に関する事項を効果的かつ適切に徹底を図るためには、准曹士先任間の緊密な連携を図っていくことが非常に有効であり、その職務の重要性を明確にするため、独立した職務内容の一つとして規定化したものである。

7 准曹士先任等の配置及び指定等（通達第7項関連）

(1) 定員化について

ア 准曹士先任の定員化は、当該制度の試行開始以来、「一定規模以上の部隊等については定員化し、その職務に専従させる必要がある。」と部隊等の長から強く要求されており、平成22年度末、部隊等の長の職責を考慮した部隊等及び一定規模以上の部隊等について執行された。

イ 編合部隊等准曹士先任付の定員化は、編合部隊等の長及び准曹士先任の視点から部隊等の特性を学ばせるとともに、編合部隊等准曹士先任の候補者としての自覚を醸成し、将来を見据えた職務遂行や自学研鑽に取り組ませることを目的として、令和2年3月に編合部隊等司令部総務部総務課に執行された。

(2) 准曹士先任の配置期間

試行間においては、准曹士先任の区分に関係なく、配置期間は2、3年を基準と

していたが、部隊等の規模や特性、准曹士先任及び准曹士先任候補者の養成並びに人事異動等の観点から、一律的に基準を設けることは適当でない。特に、編制部隊等以下の准曹士先任にあつては、より隊員と密接につながり、細やかな身上（心情）把握及び部隊等の特性や地域特性を踏まえた適切な服務指導を期待することから、当該部隊等の長を補佐するには、編合部隊等准曹士先任より長期間配置することが望まれる。一方、長期間の配置については、准曹士先任本人の士気及び部隊等の活性化確保の面並びに勤務地管理の面等を考慮した上で、准曹士先任の養成とのふん合を図りながら、適正に判断する必要がある。

これらのことを踏まえ、各部隊等における准曹士先任の配置期間を示すこととしたが、部隊等にあつてはその実状を十分考慮し、適切に運用できるよう留意することが重要である。

なお、編合部隊等准曹士先任候補者については、段階的に各区分の准曹士先任を経験させるため、配置基準によらず、各区分の配置期間を2年程度とする必要がある。

(3) 編合部隊等准曹士先任付の配置

編合部隊等准曹士先任は、異なる任務等を有する隷下部隊の特性や所属隊員の多様な職域等に関して広範な識能が求められる。准曹士先任の後任者を継続的に確保するには、将来、これらの准曹士先任として活躍が期待できる者を早期に選考し、編合部隊等の長及び准曹士先任の視点から部隊等の特性を学ばせる必要がある。また、准曹士先任の候補者としての自覚を醸成し、将来を見据えた職務遂行や自学研鑽に取り組ませる必要がある。このため、編合部隊等に准曹士先任付を配置することとした。

准曹士先任付の階級、年齢及び配置期間については、編合部隊等准曹士先任への配置を考慮し、設定した。

なお、准曹士先任付については、将来、編合部隊等准曹士先任として活躍が期待できる者を選考するため、司令部勤務や異任による交流により、広い視野と豊富な経験を備えた隊員や課程教育及び各種集合訓練等の教官※経験により、高い隊員指導能力を具備した隊員の選考に留意する。

※ 教育隊の班長、術科教育における教官、上級空曹課程指導官、2曹集合訓練及び上級空曹集合訓練における教官や助教

(4) 准曹士先任等の配置指定及び解除の方法等

准曹士先任及び編合部隊等准曹士先任付の配置指定等の方法は、隊員の補職先における配置指定について（通達）（空幕人第100号39.1.28）に準じ個別命令をもって示すこととし、勤務記録表の勤務記録欄に記載するものとする。

ア 定員のある准曹士先任に指定する場合

「〇〇隊に配置する（10000）

〇〇隊准曹士先任に指定する」

准空尉 ○ ○ ○ ○

イ 准曹士先任の職務を付加（職務指定）する場合

「〇〇隊に配置する（保有特技職番号）

〇〇隊准曹士先任に指定する」

准空尉 ○ ○ ○ ○

ウ 准曹士先任を解除する場合

「△△隊に配置する（保有特技職番号）

〇〇隊准曹士先任を解く」

准空尉 ○ ○ ○ ○

また、じ後の配置指定等の方法は次を例とする。

エ 発令権者を同一にする配置替え等の場合

「△△群本部に配置する（10000）

△△群准曹士先任に指定する

〇〇隊准曹士先任を解く」

准空尉 ○ ○ ○ ○

オ 発令権者を異にする異動等の場合

准曹士先任は解かれたものとみなす

カ 編合部隊等准曹士先任付に指定する場合

「総務部総務課に配置する（70270）

〇〇〇〇准曹士先任付に指定する」

空曹長 ○ ○ ○ ○

キ 編合部隊等准曹士先任付の解除

「△△隊に配置する（配置特技職番号）

〇〇〇〇准曹士先任付を解く」

空曹長 ○ ○ ○ ○

8 准曹士先任の選考等（通達第8項関連）

(1) 対象となる階級等

制度の趣旨から、准曹士先任は、原則として、准尉の中から選考することとした。しかしながら、訓令に定員の定めのない部隊等においては、補充や昇任、部隊等の編成など、その実情によって曹長以下から選考せざるを得ない場合があり、その場合は資質、能力をよく勘案し、指定する必要がある。

なお、准曹士先任の選考に当たっては、同一階級における先後任にいたずらに拘泥するものではなく、業務処理能力及び隊員指導能力等に秀でた者を幅広く選考することが重要である。

(2) 准曹士先任の具備すべき主たる資質及び能力等

准曹士先任が任務を遂行する上で、具備すべき資質及び能力には様々な要素が挙げられるが、次に一例を示すので参考とされたい。

なお、もとより部隊等が認識している「具備すべき資質及び能力」等について否

定されるものではなく、部隊等がそれぞれにおいて認識している具備すべき資質、能力についても充実向上に努め、准曹士先任選考等の際の基礎とされたい。

	准曹士先任に求められる識能の一例
資質 及び 能力	1 責任感及びリーダーシップ 2 企画力（発想力）、計画立案力、調整力及び実行力（行動力、熱意） 3 統率力及び団結心 4 隊員指導力 5 同僚隊員等からの厚い信望（誠実、社交性、協調性、人望、人柄、人間性、存在感、相互信頼感、公正無私な心） 6 観察力及び自己管理能力

(3) 准曹士先任の養成

ア 将来、准曹士先任として活躍が期待できる隊員については、関連文書第7条第3項に基づき、1曹昇任以降に管理を開始することから、人事評価（人事評価記録書）、准空尉、空曹及び空士自衛官個人申告及び隊員身上票にその旨を明記する等の方法により候補者の明確化を図り、計画的な養成に努める必要がある。

イ 准曹士先任は、当該部隊の特性等を踏まえて職務を遂行する必要があるため、同一の編合部隊内での養成が効果的である一方、知識や経験の幅が限定的となり、また、一部固執的かつ保守的な傾向を招く恐れがあることから、特に、編合部隊等の准曹士先任として活躍が期待できる者は、編合部隊等准曹士先任等経歴管理基準において、2曹又は1曹の段階で勤務経験を踏まえ、異任による交流を考慮することとした。

ウ 編合部隊等准曹士先任は、編合部隊等准曹士先任候補者からの選考が望ましいものの、編単隊等准曹士先任として、著しい業績を揚げ、かつ、高い能力を示した者については、准曹士先任付未経験の場合でも、選考の対象とする。

エ 編合部隊等准曹士先任候補者は、各区分の准曹士先任を早期かつ段階的に経験させるため、空幕において、名簿により管理するとともに、各編合部隊等と情報の共有を図る。また、空幕が計画する准尉、空曹及び空士自衛官充員計画業務講習において当該隊員の配置状況等を確認し、経歴管理上必要な異動を調整する等、所要の処置を講ずる必要がある。

(4) 空自准曹士先任の選考要領

空自先任は、編合部隊先任の補職を通じて得た十分な経験と人脈を有する候補者、又は、活躍期待度の高い編制部隊准曹士先任から選考することにより、人事運用（人選及び異動）の柔軟性を高めるとともに、空自先任への養成に要する期間を短縮することが可能となるため、編制部隊以上の准曹士先任から選考することとした。

9 准曹士先任等の経歴管理基準（通達第9項関連）

(1) 編合部隊等准曹士先任に関する事項

ア 准曹士先任の配置には編制上の階層（編単隊、編単群、編制、編合、空自）が存在しており、上位階層ほど「職責の幅が拡大」とするとともに、編合部隊等准曹士先任へ配置するまでには、能力付与の観点から、編単隊等准曹士先任に配置後、10年程度の期間を費やす「長期性」を考慮する必要があるため、編合部隊等准曹士先任に特化した「編合部隊等准曹士先任経歴管理基準」を新設した。

イ 編合部隊等准曹士先任勤務終了後の人事管理は、隊員個々の事情を考慮しつつ、准曹士先任としての勤務経験を生かして後輩隊員の指導に当たることが可能な配置の補職又は保有する特技に応じた配置を行うほか、3候又は選考3尉により幹部として任官することも考慮させる。

なお、勤務終了後の補職先及び職務等の一例は以下のようなものが考えられる。

(ア) 勤務終了後の補職先

- a 編合部隊等司令部の総務課等
- b 編制部隊等司令部の監理部等
- c 航空教育隊の上級空曹課程の教官等

(イ) 勤務終了後の職務

- a 各准曹士先任への助言（支援）
- b 准曹士先任として活躍が期待できる者の養成（上級空曹課程、上級空曹集合訓練及び2曹集合訓練の教官等を含む。）
- c その他、准曹士先任勤務を通じて培った能力（企画・調整・立案、観察力、行動力、社交性等）を発揮できる職務

ウ 編合部隊等准曹士先任候補者が編合部隊等准曹士先任に選考されなかった場合については、その後の勤務年数及び他部隊の准曹士先任配置計画を考慮し、他の編制部隊等以下の区分の准曹士先任への配置や(1)イに準じた配置を行うほか、3候又は選考3尉により幹部として任官することも考慮させる。

(2) 編制部隊等以下准曹士先任に関する事項

ア 編制部隊等は、部隊等の規模等が大きく異なるため、部隊特性に応じた経歴管理を行う必要があることから、編合部隊等准曹士先任の経歴管理基準を準用することとし、部隊の状況に応じて柔軟に運用できるようにした。

イ 編制部隊等以下准曹士先任勤務終了後の人事管理は、編合部隊等准曹士先任に準じて行う。

(3) 勤務形態の一例

各区分の准曹士先任の勤務形態の一例を別紙に示すので、参考とされたい。

なお、別紙によらず、各個人の能力や実績に応じて柔軟に運用することを妨げるものではない。

(4) 考慮事項

定年退職前の管理については、准曹士自衛官の経歴管理基準のとおりとする。

10 准曹士先任の配置計画（通達第10項関連）

- (1) 准曹自衛官の任免権は、幹部自衛官と異なり、編合部隊等指揮官に分散（委任）されており、経歴管理に直結する「昇任」や「異動」についても当該部隊等の長が権限を有している。このため、異任等によって経歴管理の断絶や配置計画のそごが生じることがあることから、次々期（約5年先）までの准曹士先任配置計画を各階層（全部隊）において作成し、相互の調整に活用することで、継続的確保を図ることとした。
- (2) 准曹士先任配置計画の作成においては、上級部隊等と密接に連携し作成することで、上級部隊への配置予定時期を予期することができ、より実現性のある計画を策定することができる。
- (3) 作成時の留意事項
 - ア 編合部隊等准曹士先任等経歴管理基準に従い作成する。
 - イ 上位区分（上級部隊）の准曹士先任配置計画と整合を図る。
 - ウ 次期以降の准曹士先任の配置が困難な場合は、必要に応じ、異動を考慮した部隊間調整を実施する等、柔軟な人選に努める。

11 准曹士先任の集合訓練等（通達第11項関連）

准曹士先任集合訓練等については、服務指導能力の向上に資するほか、准曹士先任間の意見交換及び意思統一の有効な場となる等、准曹士先任の養成教育における重要な機会と位置付けられることから、必要の都度、柔軟な運用で実施できるよう規定した。

なお、空幕が計画する集合訓練等については、年1回を基準とし、細部はその都度示すものとする。

12 准曹士先任識別章（通達第12項関連）

准曹士先任識別章着用の根拠は、准曹士先任の指定に係る個別命令とした。また、准曹士先任識別章の制式及び着用要領については、航空自衛官服装細則（昭和38年航空自衛隊達第30号）に定めることとした。

13 その他

(1) 准曹士先任の出張及び休暇等の決裁権者について

准曹士先任の出張、休暇及び代休の決裁権者については、配置に伴って決定されるものであるが、部隊等の実情により柔軟な処置を図るべきである。

(2) 准曹士先任への処遇について

部隊等の長は、准曹士先任の部隊等への貢献及び勤務状況を十分評価した上で、現行制度内における勤勉手当の成績率及び優良昇給等について考慮する。また、最終補職として、マザーベース以外での基地等で勤務を終了する准曹士先任については、人事上の優遇処置を講ずる。特に、編合部隊等准曹士先任経験者の定年後の再就職に

については、編合部隊等指揮官を直接補佐する立場や准曹士隊員のリーダーとしての職責の困難性等を踏まえ、就職援護担当部署との連携を図りつつ、可能な限り本人の希望に沿った適切な再就職支援を実現する。

なお、平成29年4月、准曹士先任の防衛記念章の新設に係る訓令等が改正され、准曹士先任の職責を踏まえ、定員化された配置だけではなく、非定員化配置についても着用対象とした（一部を除く。）。

(3) 見直しについて

本通達及び解説については、その内容に大きな変更がある場合など、必要に応じて見直すものとする。

勤務形態の一例

1 航空自衛隊准曹士先任への補職

(1) 各階層の准曹士先任を経験し、航空自衛隊准曹士先任となる場合

43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
准曹士 先任付	編単隊等 准曹士先任		編単群部隊等 准曹士先任		編制部隊等 准曹士先任		編合部隊等 准曹士先任		航空自衛隊 准曹士先任		

(2) 編単群等准曹士先任を経験せずに、航空自衛隊准曹士先任となる場合

43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
准曹士 先任付	編単隊等 准曹士先任			編制部隊等 准曹士先任			編合部隊等 准曹士先任		航空自衛隊 准曹士先任		

(3) 部隊勤務後、編単群等准曹士先任を経験せずに、航空自衛隊准曹士先任となる場合

43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
准曹士 先任付	部隊等勤務		編単隊等 准曹士先任		編制部隊等 准曹士先任		編合部隊等 准曹士先任		航空自衛隊 准曹士先任		

(4) 部隊勤務後、編合部隊等准曹士先任を経験せずに、航空自衛隊准曹士先任となる場合

43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
准曹士 先任付	部隊等勤務				編単隊等 准曹士先任		編制部隊等 准曹士先任		航空自衛隊 准曹士先任		

2 編合部隊等准曹士先任への補職

(1) 各階層の准曹士先任を経験し、編合部隊等准曹士先任となる場合

43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
准曹士 先任付	編単隊等 准曹士先任			編単群部隊等 准曹士先任			編制部隊等 准曹士先任		編合部隊等 准曹士先任		

(2) 編単群等准曹士先任を経験せずに、編合部隊等准曹士先任となる場合

43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
准曹士 先任付	編単隊等 准曹士先任				編制部隊等 准曹士先任			編合部隊等 准曹士先任			

(3) 部隊勤務後、各階層を経験し、編合部隊等准曹士先任となる場合

43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
准曹士 先任付	部隊勤務		編単隊等 准曹士先任		編単群部隊等 准曹士先任		編制部隊等 准曹士先任		編合部隊等 准曹士先任		

3 編制部隊等准曹士先任への補職

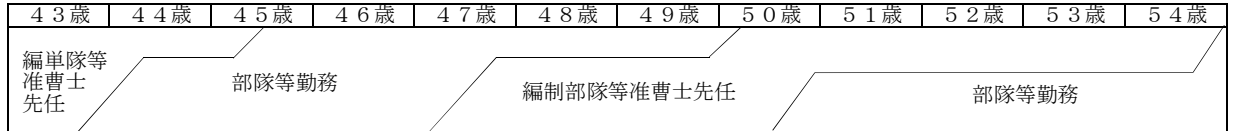
(1) 各階層の准曹士先任を経験し、編制部隊等准曹士先任となる場合

43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
編単隊等 准曹士先任		編単群部隊等准曹士先任				編制部隊等准曹士先任			部隊等 勤務		

(2) 編制単位群部隊等准曹士先任を経験せずに、編制部隊等准曹士先任となる場合

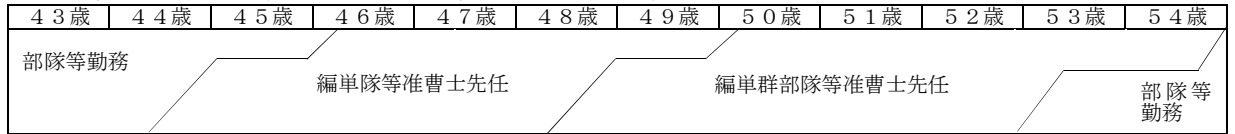
43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳
部隊等勤務			編単隊等准曹士先任			編制部隊等准曹士先任			部隊等勤務		

- (3) 編制単位部隊等准曹士先任を経験し、部隊等勤務を経て、編制部隊等准曹士先任になる場合

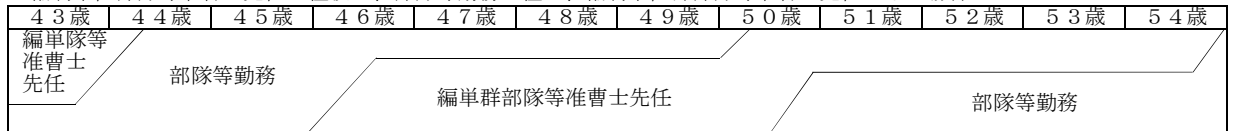


4 編制単位群部隊等准曹士先任への補職

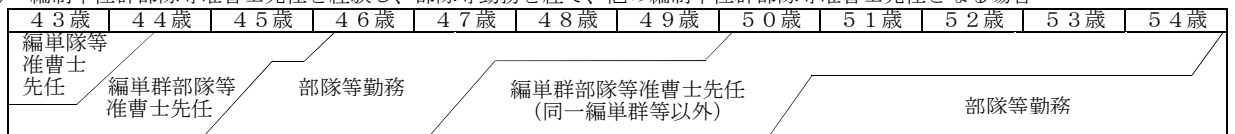
- (1) 編制単位部隊等准曹士先任を経験し、編制単位群部隊等准曹士先任となる場合



- (2) 編制単位部隊等准曹士先任を経験し、部隊等勤務を経て、編制単位群部隊等准曹士先任となる場合

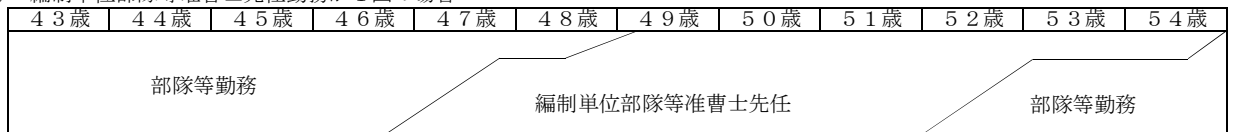


- (3) 編制単位群部隊等准曹士先任を経験し、部隊等勤務を経て、他の編制単位群部隊等准曹士先任となる場合

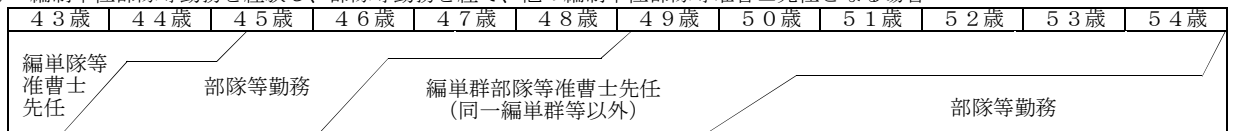


5 編制単位部隊等准曹士先任への補職

- (1) 編制単位部隊等准曹士先任勤務が1回の場合



- (2) 編制単位部隊等勤務を経験し、部隊等勤務を経て、他の編制単位部隊等准曹士先任となる場合



注：部隊等勤務には、幹部に任官した場合も含まれる。